



平成29年4月20日

各位

会社名 日本精機株式会社  
代表者 代表取締役社長 社長執行役員  
高田 博俊  
(コード番号7287 東証第2部)  
問合せ先 事業管理本部管理統括部法務部  
シニアマネジャー 五十嵐孝之  
TEL (0258)24-3311

## 単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月20日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性を一層向上させ、個人投資家をはじめとする投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所公表の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行なうものであります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成29年10月1日(日)

(ご参考)

上記変更に伴い、平成29年10月1日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>第 7 条 (単元株式数) の変更は、平成 29 年 10 月 1 日に効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p><u>第 7 条 当社の単元株式数は、1,000株</u>とする。</p> <p><u>なお、本附則は、第 7 条の変更の効力発生後これを削除する。</u></p> |

(3) 効力発生日

平成 29 年 10 月 1 日 (日)

以 上